

「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」の一部改正案に対する意見募集の結果について

平成20年8月8日
経済産業省
商務情報政策局
製品安全課

1. パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 : 平成20年6月14日(土)～平成20年7月13日(日)
- ・告知方法 : 経済産業省ホームページに掲載
- ・意見提出方法 : 電子メール、ファックス及び郵送

2. 提出意見数

2件(者)

3. 提出された意見の概要とそれに対する回答

別紙のとおり

別紙

ご意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(1) (意見内容) 調理油過熱防止装置を義務づけることは賛成である。 調理油過熱防止装置の機能基準の 3 0 0 度に達する前を、 2 2 0 度とすること。 (理由) 冷凍食品の普及、核家族化、使用油の少量化、発火温度の低い健康志向タイプの油使用者の増加、バーナーの強火力化等の理由により、年々発火に至る時間は、短くなる傾向であることから、ハード面の規制は必要不可欠である。 理由は下記の 3 点 (1) 揚げ物の適温は約 1 8 0 度であり、現在の市販品では調理油過熱防止装置は 2 5 0 度に設定されており、 3 0 0 度に達する前と定める必要がないこと。 (2) 平成 1 6 年国民生活センター「食用油の発火テスト」において、豆腐など水分の多い食品やクリームコロッケなどの破裂しやすい食品を揚げる実験結果から、通常発火温度より約 7 0 度から 1 4 0 度低いという実験データがあること。 (3) 今後、より低い温度で発火する食用油の開発の可能性もあること。</p>	<p>(1) ガスコンロによる天ぷら油火災の大部分を防止するため、技術基準では調理油過熱防止装置が作動する温度について、油の質や量及び鍋の大きさや材質等を考慮して 3 0 0 に達する前と設定しています。 当省の委託実験では通常天ぷら料理を想定し、直径 2 0 mm の鉄製天ぷら鍋に 2 0 0 cc のサラダ油（菜種油と大豆油をブレンドしたもの）を入れ、強火にて加熱したところ 6 分 1 9 秒後油の温度 3 7 2 で発火しました。また、最近家庭で使用されている食用調理油（エコナクッキングオイル）では、最も早い 5 分 6 秒後油の温度 3 6 4 で発火しています。 この実験結果を踏まえて、主要メーカー（主要メーカーでは 2 5 0 に対応）以外のメーカーの対応能力や料理中に火がたびたび消えない温度等考慮して、技術基準として 3 0 0 としました。 通常天ぷら料理は 1 8 0 ~ 2 0 0 が適温といわれていますので、ご意見のように 2 2 0 に設定しますと、ちょっとした温度上昇で調理油過熱防止装置が働いて、なんども点火するという煩わしさを消費者に強いる可能性があります。実験で使用したサラダ油はほとんどの家庭で天ぷら料理に使用されるておりますので、 3 0 0 の設定で 9 0 % の天ぷら油火災は防止できると予想しています。 ご意見のような水分の多い食材での料理や発火温度が低い油や少量の油でお使いの場合にあって、料理中に目を離すしたり、通常の煮炊きで長時間つけっぱなしで放置するなどした場合には全口に安全装置が付いていても、コンロ火災が発生する危険性がある旨、今後とも消費者へ注意喚起を行っていくこととします。</p>

(2)

(意見の概要)

当方はガス器具業界で50年以上、日本ガス石油機器工業会でも類を見ず。

今回のような理不尽で、偽りで、横柄なことは嘗てなし。

一般的な購入者に影響大。行政の不信感増大。

(意見及び理由)

ガス機器業界の現状分析が要。

業界は社会的に負の遺産を背負っている。従って関係会社は関係官庁へ意見を述べる立場にない。

継続的な社会背景は電気とガスの販売競争にあり、更なる背景は日本の工場の中国シフトであろう。

炎のないIHヒーターのシステムキッチン化と、比較的簡便な電気工事とで、集合住宅の需要を高めた。一方、ガス会社は劣勢を挽回すべく、年間5000件の天ぷらによる火災を大儀名文にあんぜん装置を全口に搭載する方向で進めている。

集合住宅は住宅購入時にすでに備え付けてあるため、コスト意識が希薄である。

一般住宅のキッチンは単体の二口グリル付きが主流であり、全口の場合販売価格が急上昇して、販売が激減している。

この装置は複雑な基盤を使用し、電氣的に制御するもので、ガスコンロは水分、油、煮こぼれ等でドロドロに使われ、電気器具のように床の間に飾っておくようなものではない。

従って、メカが複雑化すると、耐久性も悪く、故障とメンテナンスでトータルコストは増大する。

結論

天ぷら火災防止装置は一ヶ所の搭載でよい。

(2)

ガスコンロによる火災は年間約5000件発生しており、火災による建物損害額は約68億円、死者数は49人となっております。また、この火災件数はここ数年減少傾向になく、国民の安全確保の点から、ガスコンロによる火災事故減少対策は急務となっております。

これまでの火災事故調査では、調理油過熱防止装置を搭載したバーナー口を使用しての火災発生は確認されていないことから、全口への搭載義務化によって、調理油過熱による火災について大幅な減少が期待されます。

現状に比べて、家庭用のガスコンロ火災が90%減少するものと仮定しますと「規制に係る事前評価書」でお示しましたように、今回の規制により、規制前の年間損害予想額166億円(建物損害額68億円+死者の損害額98億円(1人当たり2億円))が年間17億年の損害額となって大幅に減少し、国民全体の便益は年間149億円になります。製造・輸入事業者の安全装置設置義務履行等の負担が、製品価格として転嫁される可能性はありますが、以上のように国民全体の便益を鑑みて今回の規制をご理解下さい。

なお、政令指定化にあたって、事前に文部科学省を含め、各省へ協議をして調整を図っております。

追記

今回の立法の動きは「角をためて、牛を殺す」のたとえである。

日本ガス協会がイニシアティブを取っていうように見受けられるが、今やガス会社は流通の変化で販売能力はない。OEMの卸業務の器具販売は止めて、エネルギー会社に専念すべきである。

いまだに、影響力があると錯覚し、企業指向をの考えで、エンドユーザー指向ではない。

今や、「選択の時代」「自己責任の時代」「住み分けの時代」であり、アメリカFRB元議長のグリーンSPAN氏は「危機の予防や対応のためにさまざまな規制が生まれると、市場の自己修正機能が弱められる」と危惧している。

なお、当社は40年前から全国の学校（小・中・高）の家庭科教室用ガスコンロを調理台にあわせて納入しているが、今回の規制はいかがなものであろうか。文部科学省・会計検査院との整合性はいかがであろうか。1億2万人の人口で世帯数が約4千から5千万、その0.01%の危機管理意識の欠如により国民に多大な負担を負わずのとは、どう考えても理不尽とは思えない。